

畜 第 1 4 5 9 号
令和 4 年 3 月 17 日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会 様

鹿児島県農政部畜産課長

豚熱の防疫対策の徹底について（依頼）

日頃より、本県の家畜衛生対策の推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

標題の件につきまして、別添の令和 4 年 3 月 1 日付け 3 消安第 6602 号により、農林水産省消費・安全局長通知がありました。

豚熱については、これまでも累次の通知等により、発生予防対策及びまん延防止対策の実施をお願いしているところです。今後、春を迎えるにあたり、気温が上昇し、野生いのししの行動範囲が広がることで、本病ウイルスが拡散される可能性が高まることが予想されます。

つきましては、貴傘下会員等に対し、改めて、①飼養衛生管理の徹底、②早期発見・早期通報の徹底、③野生いのしし対策の徹底について、周知・指導を図るとともに、今後の発生予防対策に万全を期すようお願いいたします。

家畜衛生係 有島・西中川
TEL 099-286-3224
FAX 099-286-5599



鹿児島県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱の防疫対策の徹底について

豚熱については、これまでも、発生状況を踏まえた提言を発出すること等により、発生予防及びまん延防止対策の実施をお願いしているところです。今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて適用されている入国制限措置が緩和されることや、まん延防止等重点措置が一部地域で解除されることにより、人流や入山者が増加する可能性があります。加えて、現在は積雪による影響や妊娠期であることから野生いのししの行動は抑制されていると考えられるものの、これから春を迎えるにあたり、気温が上昇し、融雪等により行動範囲が広がることで野生いのししの保有する本病のウイルスが拡散される可能性が高まることが予想されます。

現に昨年は1月及び3月にそれぞれ1事例発生した後、4月に4事例発生するなど、春に発生が集中しています。

つきましては、豚等の飼養者に対し、改めて下記について地域の協議会の活用、直接訪問による指導及び飼養衛生管理者メーリングリストの活用等により再度周知・指導を徹底し、今後の発生予防対策に努めていただくようお願いいたします。

記

1 飼養衛生管理の徹底

野生いのししからの豚熱の侵入を防止するとともに、ワクチンが実用化されていないアフリカ豚熱に対する防疫を強化するため、豚等の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守の再徹底（車両・物や畜舎周囲の消毒、長靴や衣服の交換・消毒による衛生管理区域への病原体の持込み防止の徹底、毎日の健康観察、野生動物の侵入防止等）を改めて指導し、不備がある場合には早急に改善すること。指導の際には、昨年12月に第1回を実施し、3月10日までに第2回の結果を御報告いただくこととなっている、豚等の飼養農場における飼養衛生管理の自己点検結果を活用し、文書指導等により厳格な指導を行うこと。

特に、これまでの疫学調査において本病の発生を予防する上で重要なポイントとして提示されている離乳豚舎について、免疫を獲得していない豚群では特に感染が起りやすいことを念頭に置いて、豚舎に出入りする際にウイルスを持ち込まない衛生対策を実施すること（参考：「牛豚等疾病小委員会・

拡大豚熱疫学調査チームの提言を踏まえた防疫対策の周知及び飼養衛生管理基準等の指導の徹底について」（令和3年12月8日付け3消安第4798号動物衛生課長通知）、HP：「第16回拡大豚熱疫学調査チーム検討会」の開催概要について <https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/domestic.html>）。

2 早期発見・早期通報の徹底

- (1) 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）第4の2の(3)に定める食欲不振等の豚熱の「特定症状」を豚等の飼養者、獣医師等に対して改めて周知徹底し、当該症状を呈している豚等を発見したときは、防疫指針第4の1に基づき家畜保健衛生所に速やかに届け出るよう改めて指導すること。
- (2) (1)の届出を受けた場合には、防疫対応に係る準備・調整を円滑に行うため、その情報を直ちに動物衛生課に報告するとともに、その後の正確な情報収集や陽性判定時に備えた速やかな準備を行うなど、迅速かつ的確な初動対応を行うこと。

3 野生いのしし対策の徹底

- (1) 野生いのししの豚熱浸潤状況を把握することは効果的な野生いのしし対策につながるだけでなく、養豚農家への強いアラートにもなることから、野生いのししの検査については、「野生いのしし群における豚熱及びアフリカ豚熱浸潤状況確認のためのサーベイランス強化における検査目標頭数の設定について」（令和2年10月15日付動物衛生課家畜防疫対策室長事務連絡）及び「令和4年度の野生いのしし群における豚熱及びアフリカ豚熱浸潤状況確認のためのサーベイランス強化における検査目標頭数の設定について」（令和4年2月3日付動物衛生課家畜防疫対策室長事務連絡）に基づき、少なくとも各都道府県、年間299頭を目標に実施するとともに、引き続き、関係者と連携し検査体制の維持・強化を推進すること。
- (2) 現在、野生いのししにおける豚熱陽性確認県が25都府県にまで拡大し、豚熱の患畜が確認された養豚場の周囲においても豚熱陽性の野生いのししが複数頭確認されていることを踏まえ、HP等を活用し、野生いのししの豚熱発生状況について、わかりやすく生産者に周知するなど、積極的に注意喚起を行うことで、飼養衛生管理の徹底を促すこと。
- (3) 農場関係者以外の者が不要に農場に立ち入らないこと、登山者、キャンパー等が野生いのししの餌となる残飯ごみを放置しないこと及び下山時や帰宅時には靴の履き替えや洗浄・消毒を実施すること等について、登山口、旅行案内所、宿泊施設、空港や海港等旅行者等の目につきやすい場所にポスターを提示するなど、注意喚起を行うこと。

以上